

問題については格段の配慮をお願いしたいと思ひます。

就学援助の問題なんですけれども、いろいろ答弁をいただいたわけですが、基準の引き上げというものについてあります。当市は生活保護の級地といへば現在二級地で、議会でも再三一級地昇格ということで、市担当者も努力をしておりますがなかなか実現しない。そうしますと、そこから必然的に一・五倍——一つの目安ですけれども、一級地と二級地との違いということが自動的に出てくるわけですね。そういう点では三多摩各市とか、区部など見ますと、かなり一級地である上に基準も一・七五というような数値をとってやっているところもあります。そういう点で、私は基準の引き上げというものを要望したわけがあります。対象者を広げるという意味で要望したわけがあります。その点についてもう一度お考えをお聞かせいただきたいと思います。

課長の説明の中で、所得控除の仕方であると、これは当然だと思ふんです。私はこのことについて変更しろということを言っているわけではないのです。所得控除をとっている方法で一・五を一・六とか一・七に引き上げる考えがあるのかということをお聞きしたわけです。それらをはっきりしていただきたいと思います。

援助を求めやすいようにということでPRについてあります。いま義務教育が無償というたてまえになっているわけがありますが、無償になっていないわけですか。こういう制度を積極的に生かす必要があると思ひます。確かに国の予算のウチ内ではいられていますよね。出される項目も文部省で決めています。まして予算のウチで援助を二分の一ということを決めておりますから、超過負担というよ

うな形が生まれているわけです。もちろん国に対してそういう超過負担の解消ということを積極的に働きかけなければならぬわけですね。それと同時に、やはりこういう制度をより多くの人に利用してもらうということも、私は現時点の中では必要ではないかと思ひます。PRの回数を中間一学期終了時点に行つたとしても、そんなに金もかかるわけではないのですから、市民サービスという点でも考えまして、これは検討すべきものではないかと思ひます。その点でもう一度お考えをいただきたいと思います。

内容については、援助金額というものを具体的に記入していくということがありますので、これはぜひやっていただきたいと思います。

私が質問したのはお知らせの内容です。冒頭に、「市では御家庭によつて

たまたま不幸が重なって生活が苦しく、児童、生徒の就学費が思うようにならない方に十分ではありませんか」というふうになつてゐるんですね。「たまたま不幸が重なって生活が苦しく」ということになる、一般的な受け止め方といひましたは、主人が亡くなったとか、ごく狭い範囲でしかとれないと思つてですね。そういう点では、法の上では経済的理由ということで掲げておりますので、その法との兼ね合いで、こういう文書一つにしましても、市民が受け止めやすいような内容で考えた方がいいのかということでもあります、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

申請方法についてありますが、今後ともやっていくということでもあります、少なくとも学校に対しては、どういう権限でこれを学校にやらせているのかということが出てくると思ひます。児童、生徒の把握ということがあります、この問題でなくとも、児童、生徒の把握というのは、学校、先生は十分であると思ひます。そういう点では本来的に言えば、市教委が直接これをやらなければならぬのではないかと思ひますが、そういう点では学校を通じてということも一つの方法でしょうけれども、市教委へ直接申し込めばあつた場合には、どの

ような措置をされてゐるのか、それを学校までもう一度戻してゐるのかどうか、その点についてお聞かせいただきたいと思いますし、今後もう一度この方法について検討される考案があるのかどうかお聞かせします。

支給方法については現在どおりやはり学校でやっていくということでもあります、これについては、やはり受ける人の希望も尊重しなければならぬと思つて、お金をくれてやるという内容ではないと思つて、たてまえとして、あげることだからどこでも市の言う所に取りにこいというものでは決してないと思つて、これは法でもって一つの制度としてつくられておりますし、市民から見れば、受ける権利といひます、そういうものも当然あるわけです。ましてや文部省の通達で出されてゐるわけですが、市教委で支給することとか、あと学校長に市教委の補助機関というような形の支給の方法とか、二つ三つ出されておりますが、受給者の方の希望を入れてやってもいいのではないと思ひます。その中で一つは銀行振り込み等を考えてもいいのではないと思ひます。各地で銀行振り込み等も実施されてつづつありますので、一概に転出者が多いということだけで、事務の繁雑さということだけで、そういう制度をとらないというのは

正しくないと思っています。

そういう点では検討をお願いしたいと思います。

予算の問題については答弁願いましたので、予算によって支給の認定をしないということはないと思っておりますので、この点についてはそのように理解しておきます。

認定の問題、先ほど申請方法等の兼ね合いになりますが、学校長の意見の具申ということが記入されると思うんですが、申請上、現在学校長の意見というのを記入されていないとすれば問題はないと思っておりますが、やはり市教委が独自に認定する問題なので、これはどのように図っていくべきではないかと思っております。その点についてお考えをいただきたいと思っております。

それから市独自の補助項目についてありますが、現在臨海学校等やっている学校もあると思うんですが、これについての補助はどのようになっているか、その点についてお聞きいたします。

○教育委員会学務課長(古谷正夫君) ただいま七点ほどございますけれども、一点ずつ申し上げさせていただきますと思います。

基準の引き上げでございますけれども、現在福生の場合には独自でやっているのが一級地と二級地とありますが、現在二級地でございまして、この問題について先ほ

ど一五倍の考えについてどうということでございますけれども、これを引き上げますとたとえば市の職員とか、国家公務員等もこの幅が拡大されていくわけでございます。と申しますのは、この一五幅を広げますれば、三百万円程度の所得でございます。扶養家族の問題もあるわけでございますけれども、扶養家族が多い場合にはワケが拡大されますと、市の職員とか国家公務員も該当するというふうな形でございますので、現在、この法律的に言われております要保護家庭に準ずる家庭を救済せよというような趣旨から、現在のままでやっていただきたいと思います。

中間的にPRせよという御指摘でございますけれども、この点については多くの人の利用するために中間的にPRしてほしいという要望でございますが、この辺については学校長ともよく相談いたしまして、今後検討を進めさせていただきます。たいと思っております。

一時的な不幸というふうな形で十分内容的に認識されないという御指摘があったわけでございますけれども、この辺については私どもの三月に出しますPRにつきまして十分検討させていただきます。一時的不幸のあった方についての家庭に

対しましては、御納得のいくような方法をとらせていただきたいと考えております。
五番目の申請方法でございますけれども、その中で現在学校でやっている
権限はどうかということでございますが、あくまでも認定につきましては市教委が
認定するというふうな形でございます。権限は学校にはございません。ただ
先ほど申し上げましたとおり、児童、生徒の家に家庭訪問するというふうな形
が学校でとられているわけでございます。そういうふうな形から、やはり実態
を知っていただくというふうなことで、学校で申請していただくという方法をとらせ
ていただきたいと思っております。

支給方法は市教委と振り込み制度というふうな問題ですけれども、先
ほど振り込み制度について申し上げましたが、市教委についての支払い方法が
ないという御指摘でございますけれども、これについては私も先ほど申し上げまし
たとおり、転入、転出の多くあると、それからお返しするということのような問題がこ
そいますので、現在の方法をとらせていただきたいと思っておるわけでございます。
それから七点目についての学校長の意見というものを尊重するのではないかとい
とでございますが、やはり教育委員会が認定するという形でございますので、

学校長の意見は尊重いたしております。現在の形で進めさせていたいただきた
と思っております。

最後の臨海・林間等の補助に対しましては、要保護家庭、それから認
定につきましては全額補助はいたしております。

○二番（松山 清君）

かなりわがた部分もあるんですけれども、どうしてもひかかる
のは一番の基準の引き上げ問題についてであります。課長の方からも出されてい
るんですけれども、引き上げると公務員等も該当するというふうになっちゃいますとい
うことが出ておりますが、公務員の方が該当しても何もおかしくない制度です。

法のたてまえで、公務員はだめです。地方公務員はだめですとかいう形は、そう
いう制限条項としてうたっているわけではないので、そういうことが一つの引き上げがで
きない理由があるとすれば、私はおかしいと思うんです。これは申請主義なわけ
ですから、申請しなければこれをもらうことにはならないわけで、それはそれぞれ各御
家庭で判断されることであって、基準が引き上がったから即公務員の皆さんがも
らうということにはならないわけで、そういう点では全く心配はないと思います。
そういう点、二級地で生活保護級地がまわっているの、一級地との格差が出てくるわ

けです。そういうものを解消するために市独自で倍率を一・五を引き上げるということはできるのだから、二級地を一級地にするという運動も進めながら、こういうできるものは対策としてやっていくべきではないかと感じるわけです。そういう点でもう一度お聞かせ願いたいと思います。

申請方法については市教委に直接持ち込んだらどうなんですか。それはだめだということですか。その点についてお聞かせいただきたいと思います。

支給方法について、市教委で直接支給するという方法は、どんなことがあってもとらないのかどうか。この点についてお伺いしたいと思います。

○教育委員会学務課長(古谷正夫君) 先ほど基準の引き上げについて私が例をあげたわけですが、公務員と申し上げましたのは、福生の場合の標準世帯をとったわけですが、そういう標準世帯が大体福生の場合は二百五十万円から三百万円程度というふうに想定しているわけですけれども、そういう点もすべて大体入るという観点と、法の趣旨から保護家庭に準ずる家庭を救済せよという趣旨でございますので、現行のままでもいいと申し上げているわけではございません。

申請の方法でございますけれども、市教委に提出された場合、どのような形になるかと申しますと、現在市教委で受け付けた場合につきましては、その学校にお返しして、やはりそれを学校から出していただくというふうな形をとらせていただいております。

最後に支給方法でございますけれども、市教委でやるかやらないかということではありますけれども、これにつきましては、やはり現在の考えで学校でやっていただくかと思っておりますけれども、それは先ほど申し上げましたとおり、転出・転入等が多々ございますので、やはり学校として実態を把握していただくということから、現在の方法をとらせていただきたいと思います。

○二番(松山 清君) いろいろ答弁願ったわけですけれども、私の出している問題と市の考えがなかなか一致しないわけで、今後の問題といたしましては、引き続き引き上げ等について要望していきたいと思っております。これについては強くそういう感じを抱いております。

引き上げについては予算等の問題も当然からんくるわけではございますけれども、支給方法とか申請方法については、市民にサービスをするという立場さんあれば、私

はこのような点については、いまの中でも十分配慮できるのではないかと思います。そういう点では課長がいろいろ御答弁されておりますけれども、もう少し考えを柔軟にたく持っていただすたいと思います。余りにもかたい考えで、いまのままです、いくんだというところであると、やはりいい一つの制度としてありながら、十分満たされ切れないということがあるわけです。皆さんが、もうっている方からそういう悩みなどお聞きになつていかどうかわかりませんが、いろいろ出されるわけです。そういう点では、ちよつとしたところでお出されるわけですから、今後の改善も強く要望して、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長(岩田 博君) 次に一番原 敏子君。

(一番原 敏子君 登壇)

○一番原 敏子君 三点にわたり一般質問をさせていただきます。

まず最初にすなはち保育園の長時間保育について、保育園に対する市民要求は、最近ますます広がり、強まっています。これは働く婦人の増加と対応して、乳幼児の教育と生活の保障についての親たちの自覚と、権利意識の高まりとも深い関係があります。働く婦人の増加そのものは、今日の市民の

経済状態と婦人が働くということが一般化されてきているところにあります。しかし現在保育園での保育時間は一日八時間を原則としています。保育園に預ける父母が外勤の場合、現在のパートの状況では、この時間に通勤時間をプラスした約十時間の保育をしてもうなければならないのは当然であります。こういう市民の声をもとに、つくし保育園では長時間保育を実施しているわけがあります。まだ実施されていないすなはち保育園については、市民の長時間保育の要求が高まっています。市長はこの点、どのように考えておられるか質問いたします。

二点目、民間保育所振興費補助金の増額についてお聞きいたします。市内の保育園のうち、半数以上が民間保育園であります。保育園という性格上、営利を追求できない事業であり、一般的に社会福祉の一環として経営されております。保育園の運営は就学前の子供たちの全面保障という崇高な使命を受け持っています。すぐ後の義務教育の場と比べて非常に規模が小さく、職員構成も単純であり、設置基準もあいまいであります。特に民間の場合、経営の安定と公共益との内部矛盾は、常につきまとう

おります。このような民間保育園を維持していくために、民間保育所振興費補助金の増額が必要だと考えますが、市長はどのように考えておられるか、お聞きたいします。

三点目、防犯灯の増設について、市内の路地路地に「痴漢に注意」という立て看板が出ています。青少年の非行がクローズアップされている今日、悪の温床ともいえる暗りをなくしていくというのが、行政における責任ではないかと私は思います。道を歩いていて、暗いから注意せよというだけでは、犯罪をなくすることはできるものではなく、暗ければ明るくするというのが最も適切であり、防犯となるのではないのでしょうか。特に六小の回りと二中の裏は街灯、防犯灯がほとんどついていないという状態です。六小の回りには学習塾もあり、暗くなつてから帰宅する子供も多いと聞いています。又、二中の裏の雑木林は子供たちが「痴漢の山」と呼んでいるほど危険な状態です。防犯と事故をなくすということを考え、防犯灯の増設が必要と私は考えます。市長はどのように考えられているか、質問いたします。

以上三点を一般質問といたします。

(市長 石川常太郎君 登壇)

○市長(石川常太郎君) 御答弁申し上げます。

一番の保育園の長時間というものでございますが、これはすみれのことでございます。私の方でも片方をやっておりますから、できるものならやらなければいけないと思っております。

二番目の振興費の補助金でございますが、これは前々から先生方の御要望も非常に強うございましたので、本日上程を予定しております一般会計第二号補正にもわずかでございますが、上程をさせていただいておりますので、このくらいでひとつがまんをさせていただきたいと思っております。

防犯灯につきましては、五十一年度から五十年計画ということと、この前お話ししているわけでございます。五十年計画のうちに済ましてやってまいりたいと思っております。内容につきましては、おのり担当課長の方から御答弁申し上げます。○福祉事務所長(八木房雄君) 自席からお許しをいただきまして、市長の答弁の補足説明を行います。

まずすみれ保育園の長時間保育でございますが、これにつきましては、すでに

に前からお話があつたわけですが、この問題につきましては、保母ともいろいろ折衝中でございます。保母の労働時間等もござります。いろいろと複雑な問題でございますが、この問題につきましては、今後ともよく話し合つてまいりたいと思ひます。なお、保護者側から特例の希望があるという場合もございますが、現在是一名でございます。その他ございましたら、他の園で特例を実施しておりますので、転園をしていただきます。その場をくつろいでいただきます。と考へております。福生では十一保育園でございますが、そのうち七園が特例保育を実施している現状でございます。

次に民間保育所振興費の補助の増額の関係でございますが、これにつきましては、御指摘のとおり民間保育所が非常に財政難を困つております。建築の際の負債とか、その他の問題につきましてもいろいろと経営者は財政難で、非常に苦勞しているようにございます。この問題につきましては、昭和四十六年から、市は運営費として出し始めまして、次に四十七年から振興費として出しております。現在は五十二年度におきまして、当初予算で見直し一人当たり八百円を計上してございますが、これも先ほど市長の答弁があり

ましたとおり、三月の定例議会におきまして、委員会の席上、議員さんからの要望もございまして、今補正に百円アップいたしました。一人当たり九百円ということに計上させていただきます。御審議をいたさうとするものでございます。どうかひとつ民間保育園につきましても、深い御理解を賜りますようお願いいたします。説明を終わらせていただきます。

○建設課長(森田 進君) 自席からお許しをいただきます。ただいま御質問の防犯灯について、市長の答弁を補足させていただきます。ただいま御質問

の御案内のように、防犯灯につきましてはほとんど道路に設置してあるわけでございます。私ども防犯灯と道路照明灯あわせたもので現在設置、あるいは管理を行っております。現在そうした防犯灯、道路照明灯につきましては一千五百九十二機でございます。五十二年度の計画でございますが、水銀灯百ワットから四百ワットの水銀灯でございますが、百八十機予定してございます。さらに発注が済んでいるわけでございますけれども、そのほかに東電の方から寄付をいただきます蛍光灯、水銀灯、全部で二百灯予定しております。それで私どもの方としては、道路照明灯につきましてはできるだけ都の交通安全施設の中

で、補助対象事業として認められております。そういう形で設置をしていきたいと、それ以外の防犯灯につきましては、市の単独財源で設置をしていきたいという考え方でございます。

定義づけをいたしますならば、防犯灯については私道であるとか、あるいは比較的路地の狭い道路に設置を必要とする照明灯については防犯灯という考え方をしております。これについては大体水銀灯について二十灯から三十灯くらい、それから蛍光灯については東電の方から毎年寄付をいただいておりますので、大体二十灯程度予定をしております。防犯灯に対しての設置の方法でございますけれども、これにつきましては、やはり防犯の関係でございますので、直接その防犯の任に当たっております警察の方の指示をいただくわけでございますが、警察への照会をいたしまして、それに基きまして設置をする、そのほか町会あるいは市民等からの要望、それから市で防犯灯の維持管理のために毎年二回ないし三回、全体のパトロールを予定しております。そういうもので必要な場所については設置しているという形になっております。道路照明灯につきましては、一応いままでの基準をいたしましては、比較的交通量の多い交差点、そういうものがまず第一優先としてあげられまして、その次に交通量の多い幹線道路、それから準幹線の道路、生活道路という形で整備をしておりますのが現状でございます。

御指摘の大小あるいは二中の周辺の防犯灯でございますけれども、五十一年度あるいは五十二年度で周辺の防犯灯についてはかなり設置をしてございます。これからの考え方としては、確かに小中学等とクラブ活動等があります。帰宅時間が遅くなったりと、そういう点で通学路についてはある程度優先してつけていく必要があると考えまして、これからはそういう通学路等についてもできるだけ優先してつけていきたいと考えております。

特に防犯灯、道路照明灯につきましては、新しく開発されてくる地域については、比較的小くれているのが実態でございます。二中もすることながら、三中等についても非常におくれているのではないかと考えまして、今後そうしたものを含めまして、できるだけ早く整備をしていきたいと考えております。

○一番(原 敏子君) 自席から再質問させていただきます。

まず最初のすみれ保育園の長時間保育の問題でありますけれども、私は

この質問を再三にわたってしているわけでごさいますけれども、まよりの市長の答弁でも、できるものなら早くやらなければならぬと、以前もそうように御答弁いただいたと思います。その中で先ほども言いましたように、つくし保育園ではいろいろな問題がありながら実施していったと、託児方式であろうか、その中で問題点はいろいろあると思いますが、現実において長時間保育が実施されているということは私はとてもいいことができたと思つてゐるわけです。ところがつくし保育園ができて、なぜ同じ市立の保育園であるすずめ保育園において長時間保育ができていないのかというところが、どうしても疑問なんです。所長の方から答弁をいただきましたけれども、ただいま保母と折衝中だと、今後よく話し合つていきたいということには、つくし保育園が実施される前段階においてもそういう話があつたわけです。それは市長や理事者の考え方の中で、ある程度の折衷案を持ち寄つて、つくし保育園の長時間が実施されたんだと思つてゐます。そういう点から考えれば、やはり私はどうしてもすずめ保育園で長時間保育が必要であるという市長並びに理事者の考えがまとまれば、私はすずめ保育園でも長時間保育が実施できるということは、確信を持つわけですから、その点どのように

考えられるか。いま言われましたように、どうしても長時間保育が必要なのは、ほかの園に転園してもらうということが出ましたけれども、ほかの園も混んでいると思います。長時間保育も、福生のすずめがある方では都立、弥生、ついしかやられていないし、そういう点では非常に長時間保育をやっている園が地域的に少ないのではないかと思います。そういう点で保母の勤務時間の問題なんかいろいろあると思いますが、長時間保育をやるといふことで保母に勤務時間を延長しろということではなく、保母の勤務時間を考えあわせた上で、ぜひ実施していただきたいと思つてゐます。市長が、できるものならやらなければならぬと言われましたけれども、私はそれではどうしてもできないのかということをもう一度再質問したいと思つてゐます。

民間保育園の振興補助金の増額についてありますが、やはり以前の杉の子保育園のような問題がありますので、ぜひこれは今度の補正で出しますので、そのようにしていただきたい。それとこれからの民間保育園の指導と育成については、十分に福祉事務所で配慮していただく中で、健全な育成をお願いしたいと思つてゐます。これは要望しておきます。